

財務部財産管理課請負工事成績評定通知要領

改訂 令和6年3月27日 青財管第352号

(目的)

第1条 この要領は、「財務部財産管理課請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)第7条の通知、第8条第1項の説明請求及び第2項の回答に関する事項を定めるものである。

(評定の結果の通知)

第2条 財産管理課長は、評定要領第4条第2項に規定する工事成績評定表の提出があったときは、受注者に対して、速やかに工事成績評定通知書(第1号様式)及び項目別評定表(別紙)により、評定結果の通知を行うものとする。

(説明請求)

第3条 前条の通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に工事成績評定に係る説明請求書(第2号様式)により、財産管理課長に対して、評定の内容について説明請求を行うことができるものとする。
2 前項の書面の提出先は、財産管理課とする。

(説明請求に対する回答)

第4条 財産管理課長は、受注者から前条第1項の説明請求がなされた場合は工事成績評定に係る説明書(第3号様式)により、速やかに受注者に対して回答するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。